

あかし保健所事業系一般廃棄物等処理業務委託（単価契約）（長期継続契約）仕様書

1 目的

本業務は、あかし保健所から排出される廃棄物を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に収集、運搬、処分することを目的とする。

※本業務の対象となる廃棄物の種類については、以下のとおり

- ①可燃ごみ（生ごみ、紙くず、布製品・革製品）
- ②缶、ビン、ペットボトル
- ③その他不燃ごみ（家電、プラスチック製品、ガラス、陶磁器、金属くず、水銀使用製品等）

2 業務名

あかし保健所事業系一般廃棄物等処理業務委託（単価契約）（長期継続契約）

3 契約の種類

単価契約

※委託費には、収集、運搬、処分等当該業務にかかる全ての費用を含む。

4 業務対象施設

あかし保健所（所在地：明石市大久保町ゆりのき通1丁目4－7）

5 履行期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までとする。

（地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約）

ただし、契約締結日の属する年度の翌年度以降において、本業務にかかる歳出予算が減額または削除された場合は、この契約を変更又は解除する。

6 業務内容

- （1）廃棄物の種類ごとの排出予定量は、以下のとおり。

ただし、排出予定量は、実際の排出量とは、異なる恐れがある。なお、その場合においても契約金額の増減は行わないこととする。

- （2）各種廃棄物の収集予定日は、以下のとおり。

午前9時から午後5時の間に収集すること。

※その他不燃ごみの収集日は、別途協議の上、決定する。

※収集日や収集日前日等が祝日の場合は、必要に応じて別途協議を行い、代替日を決定する。

【廃棄物の種類ごとの排出予定量 1 か月間 】

廃棄物の種類	排出予定量	収集希望日
可燃ごみ	7 2 0 Kg	火・金
缶、ビン、ペットボトル	4 0 Kg	第 2 ・ 4 水
その他不燃ごみ（ガラス、陶磁器、金属くず等）	3 0 Kg	月 1 回

※施設情報：6 階建て（事務所機能＋会議室・ホール機能）／延べ床 5,000 m²程度／
職員数約 100 名／職員の昼食等による残菜あり

7 受託者の資格等

- （1）廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 7 条第 1 項の規定による明石市長の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者であること。
- （2）廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 14 条第 1 項の規定による兵庫県知事の許可（品目は、廃プラスチック類、金属くず。水銀使用製品産業廃棄物を含むこと。）を受けた産業廃棄物収集運搬業者であること。
- （3）産業廃棄物の収集、運搬、処分については、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を適切に運用すること。

8 業務計画書の提出

業務の履行に当たり、業務計画書を委託者に提出しなければならない。

業務計画書には、業務体制・作業手順・作業方法・収集廃棄物の処分方法、連絡体制等を記載し、契約締結後 1 週間以内に提出すること。

9 委託業務報告書の提出

- （1）一般廃棄物については、毎月の回収日と回収量が確認できる書面を提出すること。
- （2）産業廃棄物については、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の返却をもって報告とみなす。

なお、産業廃棄物管理票（マニフェスト）は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定められた期間内に返却すること。

10 委託料の支払い

- （1）各月の業務終了後、すみやかに委託者が求める内容を記載した委託業務報告書を提出し、委託者の確認を得ること。
- （2）委託料の支払いは、月毎に行うものとする。
- （3）委託者は、委託業務報告書及び請求書が適正であると認めた場合、請求のあった日から 30 日以内に委託料を支払うものとする。

11 その他

- (1) 受注者は、業務中に施設、設備等の汚破損が生じた場合には、速やかに監督職員に報告する。なお、故意又は過失による汚破損の場合には、受注者には、発生者に対し、その損害の全部につき、原状に復し又は損害の賠償をする。
- (2) 作業に当たって事故が発生した場合は、その全てについて、直ちに監督職員に報告する。
- (3) 受注者は、事業の範囲を証するものとして、許可証の写しをあらかじめ発注者に提出するものとする。なお、契約期間中に許可の期間が満了する場合は、期間が満了するまでに、所定の手続きを行い、許可の期間が更新された許可証の写しを速やかに提出するものとする。
- (4) この仕様書に定めのない事項に関しては、委託者・受託者協議の上決定する。